

外国の看護師養成所を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者の
山形県准看護師試験受験資格認定に関する要領

(目的)

第1 この要領は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第4号及び保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）第32条の規定に基づき、県が行う准看護師試験の受験資格認定に関し必要な事項を定める。

(審査対象者)

第2 外国の看護師学校養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を得た者のうち、山形県准看護師試験の受験資格を得ようとする者

(審査方法)

第3 県は、審査対象者から提出された申請書類により、日本の准看護師学校養成所を卒業した者と同等以上の知識及び技能を有する者であるか、第4に掲げる認定基準に基づき審査を行う。

(認定基準)

第4 県は、以下（1）から（7）までの認定基準をすべて満たした者に対し、山形県准看護師試験受験資格の認定を行うものとする。

- (1) 外国看護師学校養成所の修業年限
 - イ 外国看護師学校養成所の入学資格
中学校卒業以上（修業年限9年以上）、又は同等と認められる者
 - ロ 外国看護師学校養成所の修業年限
2年以上であること。
 - ハ 外国看護師学校養成所卒業までの修業年限
11年以上、又は同等と認められる者
- (2) 教育科目の履修時間
履修時間の合計が1890時間以上で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号）等に規定する基礎科目、専門基礎科目及び専門科目（臨地実習を含む。）の時間数を概ね満たすこと。
- (3) 教育環境
日本の准看護師学校養成所と同等以上と認められること。
- (4) 当該国の判断
当該国、又は州政府等によって正式に認められた外国看護師学校養成所であること。
- (5) 外国看護師学校養成所卒業後、原則として当該国の看護師免許を取得していること。
- (6) 当該国の看護師免許を取得する場合の国家試験、又はこれと同等の制度が確立されていること。
- (7) 日本語能力
日本の中学校及び高等学校を卒業していない者については、日本語能力試験N1の認定を受けていること。

(申請書類)

第5 申請にあたって、申請者は以下（1）から（13）までの書類を山形県健康福祉部地域医療対策課に提出するものとする。

- (1) 山形県准看護師試験受験資格認定願（様式第1号）
- (2) 本人確認書類
 - イ 外国籍の申請者については、以下の書類のうちいずれかのもの
 - (イ) 在留カード（「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基

づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第76号）」の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。）の写し

- (ロ) 特別永住者証明書の写し
 - (ハ) 住民票の写し
 - (ニ) 上記(イ)～(ハ)の書類がない場合は、パスポートの写し
- ロ 日本国籍の申請者
- 戸籍抄本又は戸籍謄本（申請前6か月以内に発行されたものに限る。）
- (3) 医師の診断書（様式第2号）（日本の医師資格を有する者により、申請前1か月以内に発行されたものに限る。）
 - (4) 外国で取得した看護師免許証の写し
 - (5) 外国における資格試験の合格証書の写し又は合格証明書
 - (6) 卒業した外国看護師学校養成所の卒業証書の写し又は卒業証明書
 - (7) 卒業した外国看護師学校養成所の学業成績書の写し又は学業成績証明書
 - (8) 卒業した外国看護師学校養成所で履修した科目毎の教育内容、単位数及び時間数を明らかにした書類（当該施設長の証明のあるものに限る。教育内容は、講義と臨地実習の別がわかるように記載されていること。単位制であっても、必ず時間数に換算すること。）
 - (9) 保健師助産師看護師養成所指定規則別表4における科目及び時間数と卒業した外国看護師学校養成所の教育内容及び履修時間の対照表（様式第3号）（教育内容は、基礎科目、専門基礎科目及び専門科目の別がわかるように記載すること。また、講義と臨地実習を区別すること。）
 - (10) 卒業した外国看護師学校養成所の施設現況書（様式第4号）（卒業当時のものとする。なお、他の書類により施設現況書に相当する内容を証明できる場合は省略できるものとする。）
 - (11) 外国で看護師免許を取得した者にあつては、その根拠法令の関係条文の抜粋
 - (12) 卒業した外国看護師学校養成所が当該国又は州政府等によって正式に認可されたものであることを示す証明（卒業した外国看護師学校のパンフレット等）
 - (13) 日本の中学校及び高等学校を卒業していない者の場合は、日本語能力試験N1認定書と成績書の写し又は認定結果及び成績に関する証明書の写し

附則

この要領は、平成29年2月21日から施行する。

書類作成上の留意事項

- 1 書類の提出部数は1部とする。
- 2 上記第5（1），（3），（9）及び（10）については，所定の様式に日本語で記載すること。
- 3 添付書類のうち外国語で記載されているものは，すべて日本語訳を添付すること。
- 4 上記第5（4）から（8）まで及び（10）から（12）までについては，提出書類と日本語訳の両方を公的な機関（当該国の大使館，領事館及び外務省等）において真実である旨の証明を受け，その証明を併せて提出すること。
なお，上記書類の提出が困難な場合は，公証役場による公正証書の提出に代えることができる。
- 5 上記第5（2）イ（ハ）住民票の写しを提出する場合は，「マイナンバー（個人番号）」が記載されていないものとする。
- 6 上記第5（4）から（7）まで及び（13）の書類については，各原本を持参すること（原本は，照合後に返却する。）。

申請時の注意

- 1 申請は，必ず本人が行うこと。郵送及び代理人による申請は受理しない。
- 2 申請は，毎年5月1日から9月30日までの期間で受け付けする。ただし，9月30日が土曜日，日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合は，直前の平日を締切日とする。
- 3 申請書類の提出に当たっては，必ず事前に予約をすること。
- 4 申請時には，申請書類以外に写真付きの身分証明書，印鑑，筆記用具を持参すること。
- 5 書類に不備がある場合は申請を受理できないので，提出書類に不足や不備がないか確認すること。
なお，提出する書類等については，事前に「山形県准看護師試験受験資格認定申請書類等チェックリスト」により内容をチェックの上，申請書類に添付して提出すること。

<申請及び問い合わせ先>

〒990-8570 山形県山形市松波2丁目8-1
山形県健康福祉部地域医療対策課医師・看護師確保対策室
電話 023-630-2258